

当社では、次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が『仕事』と『子育て』の両立の実現のため、より働きやすい環境作りに努め、全ての社員がその能力を十分に発揮するとともに、社員と家族が豊かさや幸せを実感できるよう、一般事業主行動計画を策定いたしました。

一般事業主行動計画

1. 計画期間 2026年4月1日～2028年3月31日までの2年間

2. 内容

【目標1】 計画期間終了までに、男性の育児休業等取得者が50%、かつ、女性の育児休業等取得者が90%以上とする。

<対策>2026年4月1日～

- ・育児休業制度をはじめとした関連する制度の理解を深めるため、関連情報の配信や男女ともに参画する機会を設け、継続的に周知・活用促進を促す。

【目標2】 計画期間終了までに、一般社員の年間平均時間外労働時間を3%削減する。

<対策>2026年4月1日～

- ・所定時間外労働、休日出勤を削減するため、継続的・定期的な注意喚起や指導を実施する。

【目標3】 計画期間終了までに、年次有給休暇の平均取得日数を1人当たり10日以上とする。

<対策>2026年4月1日～

- ・有給取得奨励日を設定し、取得しやすい環境を整備する。
- ・また、年次有給休暇を積極的に取得するよう、継続的に周知・啓蒙する。